

仕様書

- 1 委託業務名称 令和6年度平野区二十歳のつどいにおける案内誘導業務委託
- 2 業務の内容 「平野区二十歳のつどい」にかかる次の業務
(1) 会場敷地における会場建物内への誘導
(2) 会場周辺道路における案内誘導
(3) その他「二十歳のつどい」を円滑に進行するために必要な案内誘導全般
なお、下記実施日時の時間において案内誘導員（15人）を配置し、案内誘導員の中には責任者を必ず配置して実施し、当日の責任者は本市職員と2回以内の事前打合せを行うこと。
- 3 実施場所 コミュニティプラザ平野（平野区民センター）周辺
(大阪市平野区長吉出戸5丁目3-58)
①長吉公園・南東交差点付近
(大阪市平野区長吉出戸5丁目4付近)
②③出戸池公園・東側付近
(大阪市平野区長吉出戸5丁目5-3付近)
④⑤ケーズデンキ長吉出戸店・駐車場周辺
(大阪市平野区長吉出戸6丁目14-40付近)
※詳細場所は別紙参照
- 4 実施日時 令和7年1月13日（月曜日・祝日）9時30分～15時00分（予定）
(契約期間は、契約日から実施日とする。)
- 5 派遣する案内誘導員について (1) 案内誘導員の選考にあたっては、業務を遂行する能力を有する者で、適切な教育を受けた職員とする。
(2) 本業務の責任者は、案内誘導業務を総括するにふさわしい経験等を有する者を選任すること。
(3) 案内誘導員は、本業務に従事していることがわかる統一の服装とすること。
(4) 案内誘導員は、勤務中に知り得た秘密は退職後も第三者に漏らしてはならない。
- 6 提出書類
(1) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること（別紙1を参照）。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における管理及び総括を行うこと。

- (2) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書（別紙 2 を参照）を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更が生じる場合は、速やかに変更後の書類を提出し、発注者の承認を得ること。
- (3) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了報告書（別紙 3 を参照）を作成し、発注者へ提出すること。
- (4) 受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

7 再委託について

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

- 8 その他留意事項
 - (1) 事業実施にあたっては、本市職員の指示に従い実施すること。
 - (2) 事業実施にあたって、必要な機器・備品類は請負人の負担とする。

(3) 以下の事由により中止する場合がある。

・ 荒天等によりイベント開催不可であると判断されるとき

(4) 当該事業は本仕様書に沿って実施するものとし、仕様書に定めのない事項については、その都度本市職員と協議し指示に従うこと。

(5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱を遵守すること。

9 担当者連絡先

大阪市平野区役所安全安心まちづくり課

〒547-8580 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号

担 当：中村、小簀

電話番号：06-4302-9734、FAX：06-4302-9880

業 務 責 任 者 通 知 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 所 在 地

商号または名称

代 表 者 名

印

令和 年 月 日付けをもって委託契約を締結した次の業務について、業務委託契約書第 19 条の規定に基づき、下記のとおり業務責任者を通知します。

記

1 委 託 名 称：令和 6 年度平野区二十歳のつどいにおける案内誘導業務委託

2 業務責任者名：

業 務 計 画 書

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 所 在 地

商号または名称

代 表 者 名

印

- 1 委 託 名 称：令和6年度平野区二十歳のつどいにおける案内誘導業務委託
- 2 実 施 日 時：令和7年1月13日（月曜日・祝日）9時30分～15時00分(予定)
(契約期間は、契約日から実施日とする。)
- 3 業 務 工 程：

業 務 完 了 報 告 書 (完 了 検 査 願)

令和 年 月 日

大阪市長 様

受注者 所 在 地

商号または名称

代 表 者 名

印

下記にかかる業務について完了しましたので、検査をお願いします。

記

業務名称	令和 6 年度平野区二十歳のつどいにおける案内誘導業務委託
実施場所	コミュニティプラザ平野（平野区民センター）周辺
契 約	令和 年 月 日
完 了	令和 年 月 日
期 限	令和 年 月 日

添付書類

※履行内容が分かるものの添付をお願いいたします。